

## 別表

## 平成 30 年度民間社会福祉施設運営基金助成事業一覧

## 1 一般助成

区分	事業名	事業の概要	助成率	助成上限額
1	第三者評価受審によるサービスの質の向上に向けた取組	<p>良質かつ安心・安全なサービス提供実現のために推進する事業に対して助成する。</p> <p>(グループホームの外部評価、情報公表は義務のため対象外)</p> <p>【具体例】第三者評価受審料</p> <p><u>但し、最低 100 千円は各施設自己負担とし、その他助成金等がある場合はその額も差し引いて助成する。</u></p>		<p>助成上限額：200 千円 (第 1 種社会福祉事業)</p> <p>助成上限額：150 千円 (認可保育所等)</p> <p>助成上限額：100 千円 (その他の社会福祉事業)</p> <p>(1 法人 3 施設まで)</p>
2	地域との連携・協働推進事業	<p>地域住民を対象とした福祉講演会等の開催や、定期的な総合福祉相談事業を開催することにより、住民の福祉への理解や施設と地域との連携の推進等を図る公益的な取組に助成する。</p> <p><u>但し、市町社協は対象外とする。</u>経常的な運営経費(活動者の人件費・報酬、家賃、光熱水費)、パソコンやコピー機等、組織運営のため日常的に使用する備品や物品購入費、助成が適切でないと判断される経費(視察・研修旅行費、研修参加費、飲食費等)は対象外とする。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民を対象とした各種福祉講演会の開催</li> <li>・総合的な福祉相談窓口の設置等</li> </ul>	5/10	助成上限額：150 千円
3 (1)	研修受講による資質向上に向けた取組	<p>全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する研修事業を受講させることにより、職員の資質向上を図る取組に対して助成する。</p> <p>なお、<u>社会福祉主事、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等、資格取得に必要な講座等に限り、全国社会福祉協議会中央福祉学院以外の実施主体が行う講座等も含む。</u></p> <p>経営者の受講可。旅費・宿泊費は助成対象外とする。</p>	5/10	<p>助成上限額：20 千円(1 人)</p> <p>(但し、受講料の 1/2 を上限、1 法人 2 人まで)</p>

区分	事業名	事業の概要	助成率	助成上限額
3(2)	ジョブコーチ養成促進事業	厚生労働大臣指定研修機関が実施する「第1号職場適応援助者養成研修」を受講させることにより、職員の資質向上と利用者の就労サポート体制の構築を図る。 <u>但し、法人又は施設の費用負担により受講させているものに限る。</u> 代表者の受講可。旅費・宿泊費は助成対象外とする。	5/10	助成上限額：25千円(1人) (但し、1法人1人まで)
3(3)	法人間連携による福祉人材の確保及び資質向上に向けた取組	複数の法人等が協同で求人活動、合同研修、地域の課題解決等に取り組み、法人間等の連携による人材の確保・育成を図る事業に対して助成する。 <u>但し、関連法人・事業所等のみを対象とした事業は除く。</u> 経常的な運営経費(活動者の人件費・報酬、家賃、光熱水費)、パソコンやコピー機等、組織運営のため日常的に使用する備品や物品購入費、助成が適切でないと判断される経費(視察・研修旅行費、研修参加費、飲食費等)は対象外とする。 【具体例】 ・法人間合同の求人説明会 ・法人間合同の職員の質の向上のための研修等	5/10	助成上限額：200千円
4	運営組織の強化に向けた取組	社会福祉法人の <u>評議員を対象とし</u> 、運営組織の強化及び地域公益性の向上を目的とした研修会を実施し、評議員会の機能を高める取組に助成する。但し、評議員が10人に満たない場合は、複数の法人が連携して実施することを要件とする。評議員への謝金・旅費交通費は対象外とする。 <u>対象は社会福祉法人に限る。市町社協は対象外。</u> 【具体例】評議員を対象とした研修会の開催	5/10	助成上限額：200千円
5	法人経営の適正化に向けた取組	外部の専門家の指導による法人経営の適正化に向けた取組に対して助成する。 <u>但し、1法人1施設経営(第1種社会福祉事業)の社会福祉事業者又は市町社会福祉協議会に限る。</u> 【具体例】公認会計士等による外部監査等	5/10	助成上限額：150千円

区分	事業名	事業の概要	助成率	助成上限額
6	実践的な研究及び取組	<p>地域福祉や職員の資質向上等を目的とした先駆的な取組に対して助成する。経常的な運営経費(活動者の人件費・報酬、家賃、光熱水費)、パソコンやコピー機等、組織運営のため日常的に使用する備品や物品購入費、助成が適切でないとは判断される経費(視察・研修旅行費、研修参加費、飲食費等)は対象外とする。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者雇用機会の拡充、病気と治療と仕事の両立など働き方改革への研究や調査</li> <li>・職員の資質向上や人材育成にかかわる研究</li> <li>・地域の課題を調査し対応、利用者の立場に立った処遇研究等</li> </ul> <p>※特に先駆的な取組であると判断された場合、県社協が開催する研修会等の際に、研究成果の発表を行うこととする。</p>	7/10	助成上限額：400千円
7	福祉避難所設置促進事業	<p>福祉避難所に指定された事業所において、自治会等との防災訓練や協定づくりの取組に対して助成する。<u>但し、事業継続計画(BCP)の策定は対象外とする。</u>申請時は、福祉避難所の指定を受けている書類(写し)を添付すること。</p> <p>経費は、要配慮者の支援として訓練で認められるものを対象とする。経常的な運営経費(活動者の人件費・報酬、家賃、光熱水費)、パソコンやコピー機等、組織運営のため日常的に使用する備品や物品購入費、助成が適切でないとは判断される経費(視察・研修旅行費、研修参加費、飲食費等)は対象外とする。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人と自治会と協同した防災訓練</li> <li>・要援護者向けスペースの設営訓練等</li> </ul>	7/10	助成上限額：150千円

区分	事業名	事業の概要	助成率	助成上限額
8 (1)	地域介護力向上促進事業 ※市町社会福祉協議会が対象	<p>当事者（高齢者、障がい児者、子育て世帯、ひきこもり等）の支援ため、レスパイトケアや当事者同士の集まりを企画・実施する取組に対して助成する。<u>但し、地域の社会福祉事業者（経営主体が非営利のものに限る）と連携・協働して事業を実施すること。</u></p> <p>経常的な運営経費（活動者の人件費・報酬、家賃、光熱水費）、パソコンやコピー機等、組織運営のため日常的に使用する備品や物品購入費、助成が適切でないと判断される経費（視察・研修旅行費、研修参加費、飲食費等）は対象外とする。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町社協と法人が連携した障がい児の親の会の開催、</li> <li>・市町社協と法人が連携した介護者同士の集まりの開催等</li> </ul>	7/10	助成上限額：200千円
8 (2)	地域福祉推進ネットワーク促進事業 ※市町社会福祉協議会が対象	<p>地域の保健・医療・福祉等に関する有機的なネットワーク構築を図り、それぞれが抱える課題の共通理解を深め、協働で地域の課題に対応する取組に対して助成する。<u>但し、地域の社会福祉事業者（経営主体が非営利のものに限る）と連携・協働して事業を実施すること。</u></p> <p>経常的な運営経費（活動者の人件費・報酬、家賃、光熱水費）、パソコンやコピー機等、組織運営のため日常的に使用する備品や物品購入費、助成が適切でないと判断される経費（視察・研修旅行費、研修参加費、飲食費等）は対象外とする。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の諸団体・機関等との連絡会の開催</li> <li>・地域における権利擁護や生活困窮者の支援体制の構築</li> <li>・市町社協が相談窓口となり、法人が就労支援場所の提供を行う等</li> </ul>	7/10	助成上限額：300千円

※1 助成金は、千円単位とします（千円未満は切り捨て）。

※2 助成対象は、株式会社、有限会社等の営利法人を除きます。また、区分8の助成対象は市町社会福祉協議会とします。

※3 区分2から区分8においては、各区分の細目ごと1法人1回の助成に限ります。

※4 実績報告書提出時に領収書の写し（同法人内のものは不可）またはこれに代わるものを添付してください。

※5 交付申請書は平成30年7月末、9月末、11月末毎を提出期限とし、決定処理します。（最終提出期限：平成30年11月30日必着）